

2. 大学の設置形態

米国の大学は、設置者の別を問わず、基本的に大学理事会によって管理運営される。私立大学も含めて法人格を有する大学は、「大学理事会」に法人格が付与されているのであって、「大学」自体に法人格は付与されていない。州立大学の場合、大学理事会は各州立大学に置かれる場合のほか、州内の州立大学を2～3のグループ（大学システム）にまとめて各大学システムに置かれる場合、州に一つ置かれた大学理事会が州内すべての州立大学を管轄する場合がある。前二者については各大学理事会の運営方針等を調整する州の調整委員会を置くところがあり、大学理事会の配置と調整委員会の有無によって州立大学の管理運営は6パターンに分類される。

2-1. 大学の法的位置づけ

2-1-1. 州立大学の法的地位

州立大学の法的地位は、「州憲法による公法人格を有する（州立）大学」、「州法による公法人格を有する（州立）大学」、および「法人格を有しない州政府の機関としての（州立）大学」という3つの存立形態に分類される。¹ このうち、「憲法上独立した法人（constitutionally independent corporations）格を有する大学」とは、公法人として、本質において州から独立した存在となっている。ただし、州憲法によって保障される法人とは、下記の「州法による公法人格を有する大学」よりも、法制上確固たる地位を有しているといわれ、州議会や裁判所からの恣意的な干渉をも排除しうる存在である。場合によっては、立法、司法、行政の三権と並ぶ「第四権」的な存在とよばれることもある。代表的な例として、カリフォルニア大学システム（University of California）やミシガン州のすべての州立大学をあげることができる。

次に、「州法による公法人（public corporations）としての大学」とは、州法によって与えられた法人格をもち、本質において州から独立した存在である。なおこれは、上記の「憲法上独立した法人格を有する大学」とともに、直接的には当該大学の「大学理事会」が州から独立していることを意味する。ただし、州政府との関係では、その組織の一部をなし、他部局と同等の関係になるか、場合によっては州教育局の下に置かれることもあり、規定のあり方によってその地位は多様で、独立性の点でも実際には大きな違いがある。州立大学の多くはこのタイプの属すると言われている。代表的な事例として、カリフォルニア州立大学（California State University）やニューヨーク州立大学（State University of New York）をあげることができる。

第三のタイプである「法人格を持たない州政府の機関」としての州立大学は、州政府の機関（agencies 又は instrumentalities）としての州立大学で、本質的な独立性はないと言われている。このタイプに属する大学はアイオワ大学などきわめて少数であるとみられる。²

2-1-2. 私立大学の法的地位

私立大学は、各州における法人設立法 (incorporation laws) の下に認可された「私法人」(private corporations) としての法的地位を有する。州による認可・承認は当該大学の「大学理事会」の認可・承認を意味しており、「大学理事会」が法人格を有する。³

2-2. 大学の管理運営機関

高等教育を含めて、教育は州の所管事項である。ただし、多くの州では初等中等教育と高等教育とで所管が分かれている。通常、各州の州立大学の管理運営は、これに直接的な責任を負う大学理事会と各大学の取組を調整する州高等教育調整委員会 (以下、調整委員会) という専門の機関によって行われる。ただし、州によっては大学理事会のみが置かれ、調整委員会が設けられていないところもある。このほか、一部の州には、州の中・長期的な高等教育発展計画を策定する計画委員会が置かれる場合があるが、これが大学の設置認可や課程新設の承認あるいは各大学の管理運営に直接関わることはない。

2-2-1. 大学理事会

大学理事会は、個々の大学に置かれる場合と大学システムに置かれる場合がある。大学システムとは、複数の大学 (キャンパス) を1つの管理運営組織に編成したもので、これを置いている州には、①すべての州立大学を1つの大学システムとして編成している州、②複数の大学システムに分割、編成している州、③州内の一部の大学を大学システムとして編成し、他の大学は個別の大学として大学システムに編成していない州がある。すべての州立大学は、個々の大学あるいは大学システムに置かれた大学理事会の管轄下に置かれる。

大学理事会の理事は、一般に、州知事によって任命される。理事の任期は各大学理事会によって異なるが、多くの場合、6年以上とされている。州によっては、州知事や州教育長が職権理事として含まれ、学生理事が任命されることもある。州民選挙によって選出される場合もあるが、このようなケースは少ない。⁴

規模は、5名 (アーカンソー州立大学やアーカンソー工科大の大学理事会) から30名以上 (リンカーン大学の39名、テンプル大学及びピッツバーグ大学の36名など) まで、大学あるいは大学システムにより多様である。4年制大学の場合、理事の数では9名とするところが最も多いが、半数以上の大学あるいは大学システムの大学理事会は10名以上の規模を有する。全体として個別大学に置かれる大学理事会に比べて、大学システムに置かれる大学理事会は規模が大きい傾向がある。

大学理事会は、その所管する対象の違い (個別の大学か、大学システムか) に関わらず、通常、州憲法あるいは州法 (教育法) により法人格を与えられており、管轄する大学あるいは大学システムの教育・研究活動、教職員人事、財政等、管理運営上の全般的、最終的な権限を行使する。このため、管轄組織の根本規則となる規程をはじめ、管理運営規則、教職員等の人事規程を定めるほか、大学の運営方針を策定する。そして、学長 (あるいは総長) を任命し、大学理事会に代わって管理運営に関する実質的な業務をこの学長に委ねる。

「州憲法による公法人格を有する」大学理事会については、一般に、課程の新設や変更のほか、キャンパスの新設や学部・学科の創設、授業料の設定、教職員の雇用などを独自に決定できる強い権限が与えられている。⁵ ただし、このようなタイプの大学理事会であっても、これが所管する大学の基本的な財政上の維持は州の公財政によるものであり、キャンパスの増設あるいは教育プログラムの新規開設などの際には、州政府（州財務局等）と交渉を行う。州法により設置が求められている大学理事会についてもこうした強い権限を有するところもあるが、課程新設や予算要求等についてはその権限を持たないところもある。特に、下記の調整委員会が設置されている州においては、課程の再編、新設について大学理事会は調整委員会の許可を得なければならない場合が多い。

2-2-2. 調整委員会

複数の大学システムのある州、あるいは個々の大学に大学理事会が置かれている州では、大学あるいは大学システム間の調整を図るための調整委員会が設けられている。調整委員会は、州教育委員会がこの役割を果たしている場合もあるが、通常、どの州政府機関にも属さない独立機関として設置されている。現在、24州に調整委員会が置かれている。⁶

大学理事会の場合と同様、多くの場合、調整委員会の委員は州知事によって任命される。委員の任期は6年前後とされている場合が多い。調整委員会の規模は、ペンシルバニア州を除き、20名以下であり、9～12名とするところが多い。

調整委員会の役割は、州立大学の予算のとりまとめや調整、課程の新設や変更に関する認可や勧告、私立大学を視野に入れた州の高等教育に関する全体計画の策定などであるが、その役割あるいは権限の強さから、①課程の新設・変更等の承認に関する権限を有するものと、②課程の新設・変更等の承認に関する権限を持たず、主に大学の財政状況の評価や予算に関する提言を行うものに分けられる。24州のうち、21州が①のタイプ、3州が②のタイプに属する。

2-2-3. 計画委員会

このほか、デラウェア、ミシガンの2州には、州の高等教育に関する全体計画の策定を目的とする計画委員会が置かれている。計画委員会は、助言等を含めて、教育・研究活動や人事、財政等に関する管理運営上の権限を持たない。

2-3. 管理運営体制

2-3-1. 大学理事会、調整委員会、計画委員会の関係

州の高等教育行政の体制は、調整委員会の有無、大学理事会による州立大学の管轄方法及び計画委員会の有無によって、およそ、次の3パターンに分類される。⁷

- ① 調整委員会が置かれず、州内の高等教育機関が1～2の大学システムとして編成され、これを大学理事会が統括している（24州）。
- ② 調整委員会が置かれ、個々の州立大学あるいは州立大学システムによる取組の調整を行

っている (24州)。

- ③ 調整委員会は置かれていないが、州立大学 (あるいは大学システム) の大学理事会のほかに計画委員会が置かれている (2州)。

表1-4 州の高等教育行政のパターン

	管理運営パターン	州
① 大 学 理 事 会	Aパターン 1つの大学理事会が州内すべての州立 大学をまとめて所管	アラスカ ^(b) , ハワイ, アイダホ ^(a) , モンタナ, ネバダ, ノースダコ タ, ロードアイランド, サウスダコタ, ユタ, D.C. ^{(b)(d)} (9州及びD.C.)
	Bパターン 州内の州立大学を2つの大学システム に編成し, 各大学システムに置かれた大 学理事会がそれぞれの大学システムを 所管	アリゾナ ^(c) , フロリダ ^{(b)(c)} , ジョージア ^(c) , アイオワ ^(c) , カンザス ^(c) , メイン ^(c) , ミネソタ ^(d) , ミシシッピ ^(c) , ニューハンプシャー ^{(b)(c)(d)} , ノースカロライナ ^(c) , オレゴン ^{(b)(c)(d)} , バーモント ^(d) , ウェストバ ージニア, ウィスコンシン ^(c) , ワイオミング ^(c) (15州)
② 調 整 委 員 会	Cパターン 複数の大学システムにまとめられた州 立大学を各大学システムに置かれた大 学理事会が所管	カリフォルニア, コネチカット, ルイジアナ, マサチューセッツ, ネブラスカ, ニューヨーク ^(a) , テネシー (7州)
	Dパターン 一部の州立大学は大学システムとして 当該システムの大学理事会がまとめて 所管, 他の州立大学は個々の大学に設け られた大学理事会が所管	アラバマ, アーカンソー, コロラド, イリノイ, インディアナ, ケ ンタッキー, メリーランド, ミズーリ, ニュージャージー, ニュー メキシコ, オハイオ, オクラホマ, ペンシルバニア ^(a) , サウスカロ ライナ, テキサス (15州)
	Eパターン 個々の大学をそれぞれの大学に置かれ た大学理事会が所管	バージニア, ワシントン (2州)
③ 計 画 委 員 会	Fパターン 実質的には, 各大学の大学理事会が独自 に運営	デラウェア, ミシガン ^(a) (2州)

- (a) 州教育委員会が州立大学を所管。ミシガン州は州教育委員会が計画委員会の役割を担う。
 (b) 大学理事会のほかに、調整委員会を設置。ただし、調整委員会は教育プログラムの調整や各州立大学の予算案のとりまとめ等における実質的な役割を持たない。
 (c) 二つの大学理事会のうち、一つは2年制大学に関する大学理事会あるいは調整委員会。調整委員会については(b)と同じ。
 (d) 大学システム・レベルの大学理事会あるいは調整委員会の他に、計画委員会を設置。

(出典) ECS, 1997 State Postsecondary Structures Sourcebook, 1997.

さらに①の州については、1つの大学理事会が州内すべての州立大学（1つの大学システム）を所管する場合（Aパターン）と2つの大学理事会が2つの大学システムをそれぞれ所管する場合（Bパターン）に分けられる。Aパターンにはアラスカ、ハワイ、アイダホなど9州とワシントンD.C.が含まれ、Bパターンについてはアリゾナ、フロリダなど15州が含まれる。ただし、2つの大学理事会のうち、1つを2年制大学専用の大学理事会（実質的には調整委員会の役割を担っているところもある）としている州が多く、ミネソタやウェストバージニアなどを除く多くの州がこうした体制を採っている。

大学理事会のほかに調整委員会が置かれている②の州については、各州すべての州立大学が複数ある大学システムのいずれかに組み込まれ、各大学システムの大学理事会がシステム内の大学を所管する場合（Cパターン）、一部のいくつかの州立大学が大学システムの中に組み込まれ、大学システムの大学理事会がシステム内の大学を所管し、その他の大学については個別大学に置かれた大学理事会がそれぞれに所管する場合（Dパターン）、各州立大学に大学理事会が置かれ個別大学をそれぞれ所管する場合（Eパターン）という、三つのパターンに分類される。このうち、Cパターンの管理運営体制を採っているのは、カリフォルニア、コネチカットなど7州、Dパターンは、アラバマ、アーカンソーなど15州である。Eパターンの体制を採っているのはバージニアとワシントンの2州のみである。

③に分類される州（Fパターン）は、デラウェアとミシガン州の2州である。計画委員会は上述のように管理運営上の権限を持たないため、この2州では個々の州立大学に置かれた大学理事会が独自の権限により所管する大学の管理運営を行っている。

2-3-2. 2年制大学の管理運営

2年制大学（コミュニティ・カレッジ、テクニカル・カレッジなど）については、4年制大学を含めた大学システムの中に組み込まれ、州（州教育委員会や大学理事会）が直接所管している場合もある。しかし、歴史的な経緯などから地方レベルに多くの権限が留保されている場合が少なくない。こうしたところでは、一般に初等中等教育を所管する学区、あるいはそれよりも地理的に広範な2年制大学専用の学区ごとに合議制の管理運営機関（大学理事会）が置かれている。これらの管理運営機関は通常、州教育委員会か2年制大学専門の調整委員会の管轄下に置かれ、州の高等教育行政システムの中に組み込まれている。

2-4. 州の高等教育政策

2-4-1. 州の高等教育計画と州立大学の役割

アリゾナ州やデラウェア州など一部の州を除き、現在、ほとんどの州が高等教育計画を策定している。通常、こうした州レベルの高等教育計画は、調整委員会が置かれている州では調整委員会が、調整委員会が設けられていない州では、大学システムに置かれた大学理事会が策定する場合が多い。⁸ 高等教育計画の構成や内容は、州によって多様であるが、アクセスの確保や社会経済の変化への対応などを項目としている点は多くの州で共通している。

州の高等教育計画は、高等教育へのアクセスなどを内容としていることから、州内の私立

大学を視野に入れて策定される。しかし、私立大学に対する設置数の制限などが計画の中に盛り込まれることはない。これは、私立大学が人口の多い特定の州に集中する傾向にあること、多くの州では高等教育機関在学者に占める私立大学在学者の比率が極めて小さいこと、私立大学が基本的に州教育法等による規制の対象となっていないことなどが要因として考えられる。

州の高等教育計画に関して注目されるのは、計画の前提として、あるいは計画の中で、州内の州立大学あるいは州立大学システムの使命や役割が決定されていることである。多くの州では、州立大学の使命・役割を①研究活動や博士課程までの大学院教育に重点を置く大学（通常、「フラッグシップ」と呼ばれる）、②学部段階（場合によっては修士号授与課程）までの課程を提供する教育活動に重点を置く大学、③2年制大学という三つのカテゴリーに大別している。こうした使命・役割の分担は、州立大学毎に定められている場合のほか、州立大学システムごとに決められている場合がある。

2-4-2. カリフォルニア州の「マスター・プラン」

他州に先駆けて、州立大学の使命・役割を機関（大学システム）ごとに明確にするという考え方を明らかにしたのは、カリフォルニア州の「マスター・プラン」である。20世紀前半、カリフォルニア州では、2年制のコミュニティ・カレッジを中心として州立高等教育機関が急増し、キャンパスの配置や大学院教育の提供の仕方、入学要件の設定、機関間の調整等、州立高等教育機関の計画的整備の必要性が求められるようになった。このため、当時カリフォルニア大学バークレー校の学長であったクラーク・カー（Clark Kerr）を中心とした特別委員会が組織され、同委員会によって1959年12月、「マスター・プラン」が策定された。⁹

「マスター・プラン」の内容は多岐にわたるが、その特徴は、州内の州立大学についてカリフォルニア大学（University of California : UC）、カリフォルニア州立大学（California State University : CSU）及びカリフォルニア・コミュニティ・カレッジ（California Community College : CCC）という三つの州立大学システムを単位として規定していることである。これによって、各大学システムは、UCについては州内高等教育の教育・研究の中心として博士号取得課程までの大学院教育と研究活動を、CSUについては教員養成と修士号取得までの教育活動を、CCCについては職業教育を含めて学部前半までの教育を州内すべての者に提供することを、使命・役割とすることが定められた。現在、同州の州立高等教育機関において提供・運用されている教育課程や入学者決定に関する基準などは、「マスター・プラン」によって定められた各システムの使命・役割に基づいている。¹⁰

マスター・プラン策定後、UCは3キャンパス、CSUは7キャンパス、CCCは45キャンパスが増設され、これら三つの州立大学システムの在学者は10倍以上（17万9,000人から186万人）に増大した。この間の州人口の変化は2倍増であるが、様々な大学評価・ランキングなどで、UCの各キャンパスが全米の研究大学の上位に位置づけられていること、CSUも地域の大学として高い評価を受けていることなどから、カリフォルニア州の州立大学は、高等教育需要の増大に応えつつ、一方で、その教育研究水準の維持にも成功しているといえるであ

ろう。¹¹

表 1-5 カリフォルニア州のマスター・プランの内容

	カリフォルニア大学 (UC)	カリフォルニア州立大学 (CSU)	カリフォルニア・コミュニティ・カレッジ (CCC)
使命・役割	カリフォルニア州の中心的 研究機関。学部教育のほか、 大学院教育を提供。	実践的分野及び教員養成が 主たる目的。	ハイスクール卒業生及び成 人一般を対象に職業教育、 学部前半の教育を提供
教育・研究	原則として博士号取得課程 は UC に置かれる。また、医 学、歯学、獣医学、法学等 の職業専門教育も UC で提供 される。	学部教育及び修士号取得課 程までの大学院教育を行 う。研究活動は基本的に教 育活動に関連するものが認 められる。博士号は UC との 協同プログラムによっての み授与することができる。	職業教育及び、学部前半の 2年間の教育を提供するこ とを第一の役割とする。ま た、移民等を対象とする第 二言語としての英語教育等 も提供。
入学者決定 基準 ^(注)	当該年度のハイスクール卒 業者のうち、ハイスクー ルの成績が上位 8 分の 1 以内 (上位 12.5%) の者。	当該年度のハイスクール 卒業業者のうち、ハイスクー ルの成績が上位 3 分の 1 以 内 (上位 33.3%) の者。	入学者に関する要件は設け ない。

(注) 現在、カリフォルニア州のハイスクール卒業業者については、表中の条件を満たす者は、それぞれキャンパス及び専攻を選ばなければ、各大学システム内のいずれかの機関に入学することが認められている。また、CCC からの転学者を受け入れるため、UC 及び CSU は学段落階の学生の規模について、前後半 2 年間で 40 対 60 の比率で設定することが求められている。

(Commission for The Review of The Master Plan for Higher Education(1987), *The Master Plan Renewed: Unity, Equity, Quality and Efficiency in California Postsecondary Education* に基づき筆者作成)

2-5. 大学内部の組織と管理運営

2-5-1. 内部組織

大学組織を組織的な意思決定の行われるレベルからみると、一般に①専門分野ごとに分かれた学科 (department)、②複数の学科が集まった学部 (school, college)、③複数の学部から構成される大学 (キャンパス) の三つに分けられる (ただし、リベラルアーツ・カレッジや専門大学など、学部が置かれていない場合もある)。さらに、上述のように、複数の大学 (キャンパス) を一つの大学理事会が管轄している場合は、大学システムが形成される。

米国の州立大学における管理運営構造は各大学によって異なるが、意思決定のレベルという観点から大学の管理運営をみると、大学 (キャンパス) レベルあるいは大学システムのレベルでの最終的な意思決定機関としての役割を果たしているのは、大学理事会 (Board of

Regents, Board of Trustees等) であることは、すべての大学において共通している。大学理事会のメンバーは、通常、州知事による任命や州民選挙によって選出されるため、財務、人事等、個別の事項に関して大学理事会の下に各種委員会が設けられ、その決定を補佐している。

さらに、実質的な管理運営は、大学理事会が任命する大学システムの総長あるいは各大学(キャンパス)の学長(President, Chancellor。一般に、前者は学長、後者は総長を指す)に委任されている。総長や学長を中心として行われている実質的な大学の管理運営は、一般に、財政を中心とする管理運営(事務)部門(administration)と教育研究部門に分けられる。このうち、大学(キャンパス)レベルあるいは大学システムのレベルにおける教育研究部門については、教員によって構成される大学評議会が大きな役割を果たしている。

複数の学科が集まって構成される学部は、伝統的に職業専門教育を提供するもの(school)と教養教育や研究志向(研究者養成)のカリキュラムを提供するもの(college)に分けられる(ただし、現在、両者の境界は曖昧になりつつある)。大学(キャンパス)レベルで定められた方針や基準の枠内においてであるが、いずれの系統の学部も、学部内の人事管理や予算及びその他の資源の運用に関して、自律的な立場にある。また、大学本部(大学理事会や学長)に対して学部内の各学科共通の利害を代表するのも学部の役割である。

学部には、管理運営上の意思決定機関として学部長(Dean)が置かれており、更に、これを補佐する副学部長(Assistant Dean)が置かれていることが少なくない(なお、Deanは、アドミッション・オフィスの責任者など学部レベルにおける執行責任者以外の役職にも使用される)。通常、学部長は学長を中心とする大学(キャンパス)レベルの管理運営組織を構成するメンバーであり、学部内部における予算や人事に関する決定、及び学長等への具申は、学部長によって行われる。教育、研究活動については、学部の所属教員から構成される会議(学部教授会)の果たす役割が大きい。

学科は、大学の主たる機能である教育活動、研究活動、社会に対するサービスを実施する上での基礎的単位である。各学科は、学部から割り当てられた予算、施設・設備等を用いて、これらの活動を実施する。学科レベルには、管理運営部門の意思決定機関として学科長(Chair, Chairperson)が置かれている。学科長は、当該学科の教員が構成する会議(学科教授会)とともに、実質的なカリキュラム編成(科目の設定)や教員の人事を行う。

表 1-6 大学の管理運営における意思決定の構造

意思決定のレベル	意思決定に関する機関・組織		
	最終的な意思決定機関	管理運営部門	教育研究部門
大学システム	大学理事会	総長	大学システムのレベルに置かれる大学評議会
		総長事務局（総長及び副総長とその事務担当部局）、各大学の学長などから構成される管理運営組織	
大学（キャンパス）	大学理事会	学長	大学（キャンパス）レベルに置かれる大学評議会
		学長事務局（学長及び副学長とその事務担当部局）、学部長等から構成される管理運営組織	
学部		学部長、副学部長	学部教授会
学科		学科長	学科教授会

（江原武一『現代アメリカの大学—ポスト大衆化をめざして』玉川大学出版部，1994年，187頁の表5-1を参考に筆者作成）

2-5-2. 管理運営（事務）部門

大学（キャンパス）レベルにおける管理運営部門は、一般に、大学全体の施策・方針を実質的に決定する機関（執行責任者）である学長を中心として、これと各学部の執行責任者である学部長から構成される。

大学理事会によって任命される学長は、大学の管理運営のすべてに責任を負う者であり、その所掌領域は極めて多岐にわたる。このため、通常、財政、教育研究、渉外、学生問題など分野別に大学理事会から任命された複数の副学長（Vice president あるいは Vice chancellor）とともに学長事務局（Office of President/Chancellor）を形成する。学長事務局には、数十名単位の事務職員が置かれ、各分野の業務を行う。ただし、副学長の数や学長事務局の規模は、同じ大学システムの大学（キャンパス）であっても、大学の規模や機能によって異なる。¹²

学部長は、一般に大学理事会あるいは学長によって任命される。通常、プロボスト（Provost）と呼ばれる学長直属の管理職あるいは教育研究担当の副学長（プロボストと兼任している場合もある）の管轄下に置かれる。学部長の下にも事務局が置かれ、学部の事務業務を実施する。学科レベルの管理運営上の執行責任者として学科長が置かれる（選出方法は、学科教授会の互選や学長の任命など、大学によって異なる）が、通常、大学（キャンパス）全体の管理運営には参加しない。

複数の大学（キャンパス）が大学システムを形成している場合、大学理事会によって任命される総長が大学システム全体の管理運営に関する実質的な方針を決定する。大学（キャン

パス) レベルの場合と同様、総長はこれを補佐する複数の副総長とともに総長事務局を形成し、財務、教育研究、渉外、学生問題など広範な管理運営事務にあたる。大学システムのレベルの管理運営は、通常、この総長事務局を中心として行われるが、重要事項については、各キャンパスの学長を加えた検討が行われる。

2-5-3. 教育研究部門

教育研究部門は、大学評議会 (Academic Senate) を中心とした教員組織が管理する。大学評議会の構成は大学によって異なるが、通常、各学部から選出された教員から成る代表者会議、組織運営を担う運営委員会及びカリキュラム、教員問題、研究など分野ごとに設けられた複数の委員会から構成される。大学評議会の主たる内容は、教育研究活動方針の策定のほか、入学者決定基準の設定、教員評価等である。

カリフォルニア大学を例に大学評議会の構成と役割をみると、同大学では大学システムと各大学 (キャンパス) のそれぞれのレベルに大学評議会が置かれている。大学理事会が決定する学内規程において、設置及び構成・役割に関する大枠が示され¹³、これに基づき大学評議会が独自の管理運営方針 (Manual of the Academic Senate) の中で、大学システム・レベル及び各大学 (キャンパス) の大学評議会 (Division) の具体的な組織・構成及び役割を決めている。

このうち、大学システム・レベルの大学評議会 (全学評議会) は総長以下、管理運営部門の責任者及び大学システム内のすべての教員を構成員とし、各大学 (キャンパス) の大学評議会を傘下に置く。管理運営部門の代表者や各大学 (キャンパス) の教員の代表をメンバーとする全学会議 (Assembly of the Academic Senate) のほか、全学評議会の審議事項を決定し、全学評議会を代表して総長に助言する審議会 (Academic Council)、分野毎に設けられた委員会 (アカデミック・フリーダム、教員人事、アファーマティブ・アクション、入学者決定方針、情報通信、出版編集・文書管理、留学、教育プログラム、福利厚生、大学院教育、図書館、予算、テニユア、研究活動、法規、学生問題、補習教育等) から構成される。¹⁴ 各大学 (キャンパス) の大学評議会は、各大学 (キャンパス) の教員から構成され、それぞれの大学 (キャンパス) に応じた委員会を置くことが認められている。¹⁵

全学評議会及び各大学 (キャンパス) に置かれた大学評議会の主な役割は、①学位取得要件の決定、②教員評価、教育プログラムの評価、③入学者決定に関する基準の設定の三つである。これらの事項について全学評議会は大学システム内共通の全体方針を決める。制度上、最終的決定は州憲法により法人格を与えられた大学理事会によって行われるが、通常、大学理事会は全学評議会の決定をそのまま承認する。大学 (キャンパス) の大学評議会は、この全学評議会が決定した方針や基準の枠内で、各大学 (キャンパス) 内で適用される方針や基準を決定する。